総社市医療費適正化推進委員会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市条例第14号

総社市医療費適正化推進委員会設置条例の一部を改正する条例

総社市医療費適正化推進委員会設置条例(平成25年総社市条例第12号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(庶務)	(庶務)
第5条 推進委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。	第5条 推進委員会の庶務は、保健福祉部 <u>健康づくり課</u> において処理する。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。